

東京農工大学外国人留学生規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 国費外国人留学生(第3条―第17条)</p> <p>第3章 私費外国人留学生(第18条―第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 国費外国人留学生 (在学期間)</p> <p>第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国費大学院留学生 修士課程又は博士前期課程にあつては2年以内、博士課程(後期3年の課程のみの博士課程に限る。以下同じ。)又は博士後期課程にあつては3年以内、一貫制博士課程にあつては5年以内</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略) (卒業又は修了)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 学長は、国費大学院留学生で修士課程又は博士前期課程にあつては2年以上、博士課程又は博士後期課程にあつては3年以</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 国費外国人留学生(第3条―第17条)</p> <p>第3章 私費外国人留学生(第18条―第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 国費外国人留学生 (在学期間)</p> <p>第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国費大学院留学生 修士課程又は博士前期課程にあつては2年以内、博士課程(後期3年の課程のみの博士課程に限る。以下同じ。)又は博士後期課程にあつては3年以内、<u>4年制博士課程にあつては4年以内</u>、一貫制博士課程にあつては5年以内</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略) (卒業又は修了)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 学長は、国費大学院留学生で修士課程又は博士前期課程にあつては2年以上、博士課程又は博士後期課程にあつては3年以</p>	

<p>上、一貫制博士課程にあつては5年以上在学し、課程修了の認定を受けた者については、学則及び学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。</p> <p>(大学院への進学)</p> <p>第14条 国費学部留学生で卒業後引き続き大学院修士課程若しくは博士前期課程又は一貫制博士課程に入学することを許可された者又は国費大学院留学生(修士課程又は博士前期課程)若しくは国費研究留学生で留学期間満了後引き続き大学院博士課程又は博士後期課程に入学することを許可された者は、学長を経由して文部科学大臣に、国費大学院留学生となることを申請することができる。</p>	<p>上、<u>4年制博士課程</u>にあつては4年以上、一貫制博士課程にあつては5年以上在学し、課程修了の認定を受けた者については、学則及び学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。</p> <p>(大学院への進学)</p> <p>第14条 国費学部留学生で卒業後引き続き大学院修士課程若しくは博士前期課程、<u>4年制博士課程(農学部共同獣医学科を卒業した者に限る。)</u>又は一貫制博士課程に入学することを許可された者又は国費大学院留学生(修士課程又は博士前期課程)若しくは国費研究留学生で留学期間満了後引き続き大学院博士課程、<u>4年制博士課程</u>又は博士後期課程に入学することを許可された者は、学長を経由して文部科学大臣に、国費大学院留学生となることを申請することができる。</p>	
--	---	--

附 則(平成30年4月1日教規程第8号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。